

下水道災害対策マニュアル

発災後対策編

令和 3 年 5 月

青森県県土整備部都市計画課

目次

1	概要	3
1.1	目的	3
1.2	マニュアルの対象範囲	3
1.3	災害対策の全体フロー	4
2	非常時対応計画	5
2.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合（本庁）	5
2.2	勤務時間外に想定地震が発生した場合（本庁）	7
2.3	勤務時間内に想定地震が発生した場合（各地域県民局地域整備部）	7
2.4	勤務時間内に想定津波が発生した場合（三八地域県民局地域整備部）	10
2.5	勤務時間外に想定地震が発生した場合（各地域県民局地域整備部）	12
2.6	勤務時間外に想定津波が発生した場合（三八地域県民局地域整備部）	12
2.7	勤務時間内に水害が発生した場合（本庁）	13
2.8	勤務時間外に水害が発生した場合（本庁）	14
2.9	勤務時間内に水害が発生した場合（各地域県民局地域整備部）	14
2.10	勤務時間外に水害が発生した場合（各地域県民局地域整備部）	17
3	地震発生直後の行動（非常配備～本部設置段階）	18
3.1	共通事項（都市計画課と地域県民局地域整備部に共通）	18
3.1.1	職員の非常配備	18
3.1.2	下水道対策本部の設置（都市計画課内）	19
3.1.3	下水道対策本部の業務	19
3.1.4	安否確認	20
3.1.5	役割分担	20
3.1.6	関係機関との連絡	20
3.1.7	住民からの情報収集	20
4	災害復旧のための行動（緊急点検～本復旧）	21
4.1	災害復旧のフロー	21
4.2	震災復旧の第一段階（緊急対応段階）	22
4.2.1	緊急点検【管渠】	23
4.2.2	緊急点検【処理場】	23
4.2.3	本部（都市計画課下水道G）への第1報	24
4.2.4	緊急調査【管渠、処理場】	25
4.2.5	緊急措置【管渠、処理場】	26
4.3	震災復旧の第二段階（暫定機能確保段階）	28
4.3.1	一次調査及び応急復旧【管渠】	29
4.4	震災復旧の第三段階（機能確保段階）	30

4.4.1	応急復旧のための調査及び暫定汚水処理対策（応急復旧）【処理場】	31
4.4.2	二次調査（本復旧のための調査）【管渠】	32
4.5	関係機関への連絡について（都市計画課担当）	34
4.5.1	東北地方整備局への災害報告	34
4.5.2	被害状況報告書	35
4.5.3	災害報告書	38
4.5.4	支援活動可能体制の様式	41
4.5.5	過去の地震における連絡経緯	46
4.6	災害復旧事業の流れ	47
4.6.1	災害査定にあたっての注意事項	47
4.6.2	災害査定に必要な書類の様式	47
5	災害時チェックリスト・調査点検表	49
5.1	対策拠点及びライフラインの被害状況の把握	49
5.2	下水道対策本部設置時	49
5.3	現場点検調査表	50

1 概要

1.1 目的

本マニュアル（発災後対策編）は、下水道施設が地震等により被災し、本来の機能を果たせなくなった場合を想定し、あらかじめ地震等の災害発生後の初動フロー、連絡体制、調査内容および緊急対策等を定めておくことにより、対応を円滑に実施し被害を最小限とすることを目的とする。

1.2 マニュアルの対象範囲

本マニュアルは、以下の施設を対象とし、地震等による災害直後の緊急対策に焦点を絞った、具体的な行動マニュアルである。

- ・ 岩木川流域下水道（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、青森市浪岡処理分区、田舎館村、板柳町）
- ・ 馬淵川流域下水道（八戸市、おいらせ町、六戸町、五戸町）
- ・ 十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田市）

1.3 災害対策の全体フロー

本編は「発災後対策編」であり、地震の発生直後から災害査定に至るまでの行動マニュアル災害対策の全体フローを図 1-1に示す。

※震度 5 弱以上に適用

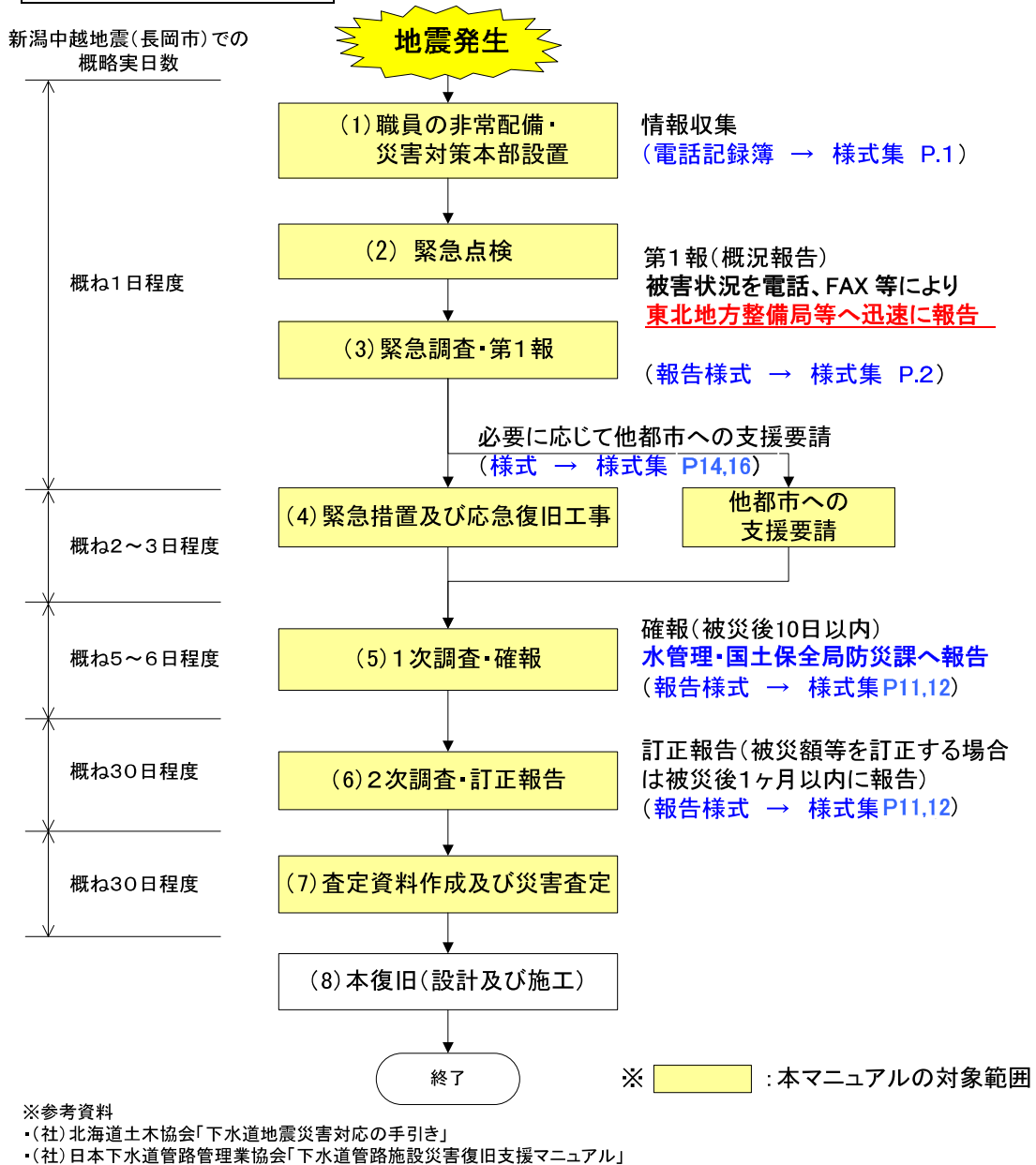


図 1-1 地震災害対応のフロー

県土整備部「災害時初動体制マニュアルの運用について」に基づき、防災危機管理課からの報告要請を受けた場合は、整備企画課（県土整備部の被災状況の取りまとめ・報告の所管課）に都市計画課から報告するものとする。また都市計画課は下水道施設の被災状況を取りまとめるものとする。

2 非常時対応計画

優先業務を行うため、被害想定に基づく発災後の標準的な行動内容を時系列で2.1から2.6に示す。

2.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合（本庁）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難	・震前対策編 2.5.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認 ・担当者は不在職員(外出、休暇等)の把握と安否を確認 ・不在職員(外出、休暇等)は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡	・震前対策編 2.5.2 安否確認方法
	処理場との連絡調整(1) ・各地域県民局地域整備部を通じて処理場の職員等の安否、施設被害概要・工事現場の被害状況を把握 ・人身被害、重大被害、孤立等の重要事項については、監理班・整備企画班を通して部長・次長に随時報告	・震前対策編 2.3 対応体制・指揮命令系統図
	市町村との連絡調整(1) ・各市町村の災害業務体制・施設被害概要の確認と、点検実施及びその結果の報告を依頼	・震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1時間	合同指揮本部体制への対応(1) ・災害対策本部に合同指揮本部が設置された場合にはライフライン(下水道)対策部として、被災状況、設置状況、復旧見通し等の把握(動員2名) ・発災後1時間後に開催される合同指揮本部会議へ状況報告	・参考資料 19 青森県災害対策合同指揮本部 ライフライン対策部 運営マニュアル
～3時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の設置が想定される場合(震度6弱以上の地震又は、必要と判断した場合は、予め、北海道・東北ブロック連絡会議幹事、国土交通省水管理・国土保全局下水道部、東北地方整備局、北海道開発局及び(公社)日本下水道協会に連絡 ・下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、構成員(参考資料 p.9 北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)構成員)へ設置及び参集についてメール又は電話により連絡 ・下水道対策本部を設置しない場合でも、県内で被災した場合は、被災状況に関する情報を構成員に連絡 ・外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・整備企画課へ発災後35分以内に状況報告(県土整備部災害時初動体制マニュアル p.3)	・震前対策編 2.2 対応拠点と非常参集 ・参考資料 12 下水道事業における災害時支援に関するルール ・参考資料 13 北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3時間 以降随時 実施	国への被害状況等を連絡 ・東北地方整備局(建政部都市・住宅整備課下水道係)へ被害状況等を連絡	震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	協定締結先との連絡確保 ・汚水溢水の解消や緊急措置・応急復旧に備え、(公社)日本下水道管路管理業協会 東北支部 青森部会 事務局 豊産管理(株)に連絡し、以降の連体制を確保	震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リスト 参考資料 15 (5)災害時における応急対策業務に関する協定
～3時間	下水道対策本部・現地支援本部の受入準備 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保 ・下水道台帳及び点検表の準備	・参考資料 12 下水道事業における災害時支援に関するルール ・参考資料 13 北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール
～3時間 以降随時 実施	合同指揮本部体制への対応(2) ・被害及び緊急・応急対策支援の必要性等の状況報告 ・ライフラインの復旧見込みを確認 ・県全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整	
～6時間 以降随時 実施	処理場との連絡調整(2) ・処理場及び管路施設の緊急点検・調査状況等を確認	
～6時間 以降随時 実施	市町村との連絡調整(2) ・被害状況に応じて下水道の使用自粛を市町村へ要請	
～6時間 以降随時 実施	被害状況等の情報収集 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報(下水道施設、溢水状況)を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応	各種様式 p.1 電話情報記録簿 各種様式 p.2 災害情報報告
～1日	データ類の保護 ・台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動	
～1日	支援要請への対応 ・被災した市町村又は各地域整備部から支援要請があった場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)、調査実施範囲、今後のスケジュール等を確認し、他の市町村又は地域整備部等へ支援を要請	・参考資料 13 下水道事業における災害時支援に関する

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
	<p>・市町村施設の機能障害により一時的に下水道のし尿受け入れ等の支援を要請された時は協議、調整を図り機能連携を強化</p> <p>以下は、対応の目標時間を1日～3日とする</p> <p>・県単独対応では対応が困難な場合には、他道県の自治体からの支援を受けるため、道県を通じてブロック内の自治体に支援可能体制の報告依頼を行う。支援要請先は、下水道対策特別本部員(国土交通省北海道開発局及び東北地方整備局)の総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、道県を通じて、支援する自治体に支援体制調査結果を連絡する。全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、カバー(支援)県から(第1順位北海道、第2順位秋田県、第3順位岩手県)選択する。要請は、文書で行う</p> <p>カバー(支援)県自体の被災等、ブロック内での支援が困難な場合には、広域支援による対応による事務を円滑に処理するため、国土交通省の総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請する。また、広域支援を要請する場合は、ブロック連絡会議幹事を通じて、他ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、支援体制を確立する</p>	<p>ルール</p> <p>・参考資料 14 北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール</p>
1日～以降 随時実施	<p>緊急調査結果の確認・報告</p> <p>・被災状況及び緊急措置等をブロック連絡会議幹事及び大都市窓口へ情報提供</p>	<p>・参考資料 13 下水道事業における災害時支援に関するルール</p>

2.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合（本庁）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<p>職員の安否連絡</p> <p>・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡</p>	<p>震前対策編 2.5.2 安否確認方法</p>
直後	<p>自動参集</p> <p>・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の要員への初動参集者は、指定された場所に自動参集</p> <p>・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ</p> <p>・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。</p> <p>・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認</p>	
直後	<p>指揮系統の確立</p> <p>・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立</p> <p>・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める</p> <p>(注)下水道対策本部が立上がれば、その体制、指示に従う</p>	

以下、勤務時間内に想定地震が発生した場合に準じる。

2.3 勤務時間内に想定地震が発生した場合（各地域県民局地域整備部）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<p>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</p> <p>・来訪者・職員・維持管理業者・工事業者等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置</p>	<p>震前対策編 2.5.1 避難誘導方法</p>

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
	<ul style="list-style-type: none"> 目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難 屋外避難が必要ない場合、来訪者を建物外の駐車場等の空き地へ誘導 	
直後	地域整備部及び処理場職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 責任者が地域整備部職員の安否を点呼等により確認 担当者は不在職員(外出、休暇等)の把握と安否を確認 不在職員(外出、休暇等)は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡 指定管理者に連絡し安否を確認 	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
直後	下水道対策本部との連絡調整(1) <ul style="list-style-type: none"> 処理場の職員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認 	
～3時間	処理場災害対策支部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> 外部状況(大規模クラック)等、管理棟の安全性を確認 処理場災害対策支部の立上げ 処理場は指定管理者に連絡し状況を確認 下水道対策本部へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、下水道対策本部と協議 	震前対策編 2.2 対応拠点と非常参集
～3時間	協定締結先企業との連絡確保 <ul style="list-style-type: none"> 緊急措置や応急復旧に備え、(公社)日本下水道管路管理業協会 東北支部 青森部会 担当部会員へ連絡し、以降の連絡体制を確保する(事前に都市計画課から(公社)日本下水道管路管理業協会 東北支部 青森部会 事務局 豊産管理(株)に協力を要請する) 	震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リスト 参考資料 15(5)災害時における応急対策業務に関する協定
～6時間	緊急点検(処理場) <ul style="list-style-type: none"> 火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 火災のおそれがある施設: 焼却炉、燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備 劇薬を扱う施設: 消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設 : 流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備(中央監視設備、受変電設備、自家発設備等)の稼動状況 	添付資料 各処理班の点検表
～6時間	緊急調査(処理場) <ul style="list-style-type: none"> 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施 土木・建築: 構造物のクラック発生箇所、EXP.J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備 : 主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備 : 中央監視設備、受変電設備、自家発設備等の稼動状況 	添付資料 各処理班の点検表
～6時間	緊急措置(処理場)(1) <ul style="list-style-type: none"> 緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止 <input type="checkbox"/> 各弁の閉止 	添付資料 各処理班の点検表
～6時間	下水道対策本部との連絡調整(被害状況の報告等)(2)	

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査の結果(被災状況、運転状況等)及び緊急措置(1)内容を下水道対策本部へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を下水道対策本部と協議 	
～1日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を下水道対策本部に連絡 ・受入場所(作業スペース、駐車スペース、保管場所等)を確保 	
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類(設備台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を依頼 	
～1日	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局(上下水道部局、道路部局等)との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局(上下水道部局、道路部局等)との共同点検調査の実施方針を調整 	震前対策編 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2日 以降適宜 実施	緊急措置(処理場)(2) <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安全柵等の設置 <input type="checkbox"/> 重大な機能障害への対応 <input type="checkbox"/> 停電への対応 <input type="checkbox"/> 受変電設備の異常への対応 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性への対応 <input type="checkbox"/> 揚排水機能停止による浸水対策 <input type="checkbox"/> 消毒機能及び逆流防止機能の確保等 	添付資料 各処理班の点検表
～2日	緊急点検(管路施設) <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査リストを準備 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 	添付資料 管渠の点検表
～2日	緊急調査(管路施設) <ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線等の目視調査を実施 	添付資料 管渠の点検表
～2日	緊急措置(管路施設)(被害がある場合) <p>【汚水溢水への緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材(仮設ポンプ、仮設配管等)により、溢水解消 ・対応できない(職員、資機材等の不足)場合には、協会に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 <p>【緊急輸送路における交通障害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する 	
2日～ 適宜実施	下水道対策本部との連絡調整(3)(被害状況の報告, 支援要請) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検・調査等により被災状況を下水道対策本部へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を本部に連絡 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保 ・し尿処理の受入れの有無を調整 	

2.4 勤務時間内に想定津波が発生した場合（三八地域県民局地域整備部）

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難 ・津波警報発表有無の確認。津波警報・大津波警報が発表された場合、直ちに高台へ避難	震前対策編 2.5.1 避難誘導方法
直後	処理場職員の安否確認 ・責任者が処理場職員の安否を点呼等により確認。 ・担当者は不在職員(外出、休暇等)の把握と安否を確認 ・不在職員(外出、休暇等)は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
直後	下水道対策本部との連絡調整（1） ・処理場の職員等の安否を報告するとともに、本庁職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認 ・救助要請	
～1日	職員の救助 ・自衛隊などによる救助	
～1日	災害対策支部の立上げ ・津波警報解除確認後、外部状況(大規模クラック)等、管理棟の安全性を確認 ・災害対策支部の立上げ。処理場が津波被害を受けている場合、八戸合同庁舎に災害対策支部を設置 ・下水道対策本部へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 ・民間企業等への協力要請(緊急措置、応急復旧等)に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁(下水道対策本部)と協議	震前対策編 2.2 対応拠点と非常参集
～1日	がれきの撤去依頼 ・処理場までの侵入路及び処理場内のがれき撤去依頼	
～1日	緊急点検（処理場） ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施 火災のおそれがある施設：燃料槽、ガス設備 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備(中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等)の稼動状況	添付資料 各処理班の点検表
～1日	緊急調査（処理場）（1） ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP.J 部の異常の調査、水没の有無 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備の稼動状況	添付資料 各処理班の点検表

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
～1日	緊急措置（処理場）（1） ・緊急点検・調査で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施 <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止 <input type="checkbox"/> 各弁の閉止	添付資料 各処理班の点検表
～1日	下水道対策本部との連絡調整（2）（被害状況の報告等） ・緊急点検・調査の結果(被災状況)及び緊急措置(1)の内容を下水道対策本部へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を下水道対策本部と協議	
～1日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を下水道対策本部に連絡 ・受入場所(作業スペース、駐車スペース、保管場所等)を確保	
～1日	データ類の保護 ・台帳類(設備台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を依頼	
～2日	緊急措置（処理場）（2） ・必要に応じて緊急措置を実施 <input type="checkbox"/> 安全柵等の設置 <input type="checkbox"/> 重大な機能障害への対応 <input type="checkbox"/> 停電への対応 <input type="checkbox"/> 受変電設備の異常への対応 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性への対応 <input type="checkbox"/> 揚排水機能停止による浸水対策 <input type="checkbox"/> 消毒機能及び逆流防止機能の確保等	添付資料 各処理班の点検表
～2日	緊急点検（管路施設） ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査リストを準備 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	添付資料 管渠の点検表
～2日	緊急調査（管路施設） ・重要な幹線等の目視調査を実施	添付資料 管渠の点検表
～2日	緊急措置（管路施設）（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・備蓄している資機材(仮設ポンプ、仮設配管等)により、溢水解消 ・対応できない(職員、資機材等の不足)場合には、協会に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する	
～2日	下水道対策本部との連絡調整（3）（被害状況の報告、支援要請） ・緊急点検、調査等により被災状況を本庁へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を本庁に連絡。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保 ・し尿処理の受入れの有無を調整	

2.5 勤務時間外に想定地震が発生した場合 (各地域県民局地域整備部)

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	
直後	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める	

以下、勤務時間内に想定地震が発生した場合に準じる。

2.6 勤務時間外に想定津波が発生した場合 (三八地域県民局地域整備部)

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、八戸合同庁舎に自動参集 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認 ・処理場が津波被害を受けている場合、代替拠点へ移動	
直後	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める	

以下、勤務時間内に想定津波が発生した場合に準じる。

2.7 勤務時間内に水害が発生した場合（本庁）

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
事前	水防本部設置（大雨・洪水警報等の発表）	
	下水道対策本部の立ち上げ ・水防計画に従い、必要に応じて水防本部へ参集 ・下水道部局内で、警戒体制を構築	
	降雨情報等の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集	
	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認	
	下水道施設に関する情報の確認 ・管きょ内水位、ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認 ・風水害による停電に備え、ポンプ場、処理場の非常用発電設備の燃料情報の確認(油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等)の確認	
	水防本部、関連行政部局との連絡調整 ・下水道施設に関する情報(No.5の内容)を連絡 ・河川水位情報等の確認	
直後	処理場との連絡調整（1） ・各地域県民局地域整備部を通じて処理場の職員等の安否、施設の被害概要を把握 ・人身被害、重大被害、孤立等の重要事項については、監理班・整備企画班を通じて部長・次長へ随時報告	
	市町村との連絡調整（発災直後） ・各市町村の災害業務体制・施設被害概要の確認と、点検実施及びその結果の報告を依頼	
～3時間	下水道対策本部の立上げ ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、ブロック会議構成員へ設置及び参集についてメール又は電話により連絡	
～3時間以降随時実施	国等へ被害状況等を連絡 ・東北地方整備局（建政部都市・住宅整備課下水道係）へ被害状況等を連絡 ・下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、ブロック会議構成員へ被害状況等を連絡	
～6時間以降随時実施	被害状況等の情報収集 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応	
	処理場との連絡調整（2） ・点検、調査の結果及び緊急措置等の内容を把握	

2.8 勤務時間外に水害が発生した場合（本庁）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡 ただし、大雨により出勤することが危険な場合は、十分な安全が確保され次第出勤する	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
	自動参集 ・気象情報をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料を持参するように努める	
	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める (注) 下水道対策本部が立上がれば、その体制、指示に従う	

以下、勤務時間内に水害が発生した場合に準じる。

2.9 勤務時間内に水害が発生した場合（各地域県民局地域整備部）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
事前	水防本部へ参集 ・水防本部へ参集 ・下水道部局内で警戒体制を構築	
	降雨情報等の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集	
	下水道施設に関する情報の確認 ・管きょ内水位、ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認 ・風水害による停電に備え、ポンプ場、処理場の非常用発電設備の燃料情報の確認(油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等)の確認	
	水防本部、関連行政部局との連絡調整 ・下水道施設に関する情報を連絡 ・河川水位情報等の確認	
	水害発生に備えた事前準備 ・樋門・樋管のゲートの閉鎖や自家発電設備の稼働等の点検 ・止水板や土嚢等の設置 ・発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認 ・排水ポンプ車の要請準備	

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止のための緊急措置 ・資機材の備蓄状況の確認 ・データ類の保護 	
直後	来訪者・職員・業者の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・避難が遅れた来訪者・職員・維持管理業者・工事業者等の負傷者を救助し、応急措置 ・屋外への避難が危険である場合、来訪者を処理場の最上階等へ誘導 ・屋外への避難の安全が確認できたら、来訪者を高台へ誘導 	震前対策編 2.5.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が処理場職員の安否を確認 ・担当者は不在職員(外出等)の把握と安否を確認 ・不在職員(外出等)は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者へ安否の連絡を行い、帰庁できる時間の目安を連絡 	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
	本庁(下水道対策本部)との連絡調整(1) <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の職員等の安否及び処理場の被害概要(浸水深や機器の被害)を報告するとともに、本庁の状況を確認 ・施設周辺または施設内の滞留水の排水のため、排水ポンプ車の手配を要請 ・救助要請 	
	職員の救助 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等による救助 	
～1日	処理場災害対策支部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・浸水解消後、堆積土砂の状況や漂流物被害状況等、管理棟の安全性(使用可能状況)を確認 ・処理場災害対策室の立上げ。災害対策室設置場所(会議室等)が浸水被害を受けて使用不可能な場合、代替拠点に災害対策室を設置 ・本庁(下水道対策本部)へ処理場の対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 ・民間企業等への協力要請(緊急措置、応急復旧等)に備え、連絡体制を確保 ・処理場での調査及び応急対応の人員が不足していれば、項目と必要人員を整理し、本庁(下水道対策本部)と協議 	震前対策編 2.2 対応拠点と非常参集
～1日	堆積土砂等の撤去依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場までの侵入路に堆積した土砂や残置物(漂流物等)の撤去依頼 	
～1日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場内の浸水深や土砂堆積状況、漂流物による被害状況を確認する等の緊急点検を実施 ・緊急点検により、緊急調査及び措置の内容を把握し、必要な備品などの手配を行う 	添付資料 各処理班の点検表
～1日	緊急調査(1) <ul style="list-style-type: none"> ・浸水による水没等により機能停止した機器等の調査を実施(職員で対応できる範囲) 	添付資料 各処理班の点検表

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
	土木・建築:管理棟、ポンプ室、処理施設(沈殿池や反応タンク等)、消毒施設等の調査 機械設備 :主ポンプ、ブロワ等の被害状況等、処理機能で重要な施設の調査 電気設備 :中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等の被害状況の調査	
～1日	緊急措置(1) ・浸水により機能停止した機器を、緊急措置により可能な限り機能復旧に努める ・仮設ポンプの手配や移動式ポンプ車の配備要請を実施	添付資料 各処理班の点検表
～1日	本庁(下水道対策本部)との連絡調整(2) (被害状況の報告等) ・緊急点検・調査の結果(被災状況、運転状況等)及び緊急措置(1)の内容を本庁(下水道対策本部)へ報告 ・平時の処理レベルを確保できない場合には、対応方法等を本庁と協議 ・職員で判断できない場合は、本庁(下水道対策本部)経由で、建設業者やメーカーに支援を要請	
～1日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人・モノ)等を本庁(下水道対策本部)に連絡 ・支援要請のルールに従い、支援を要請 ・受入場所(作業スペース、駐車スペース、保管場所等)を確保	
～1日	データ類の保護 ・台帳類(設備台帳、機器図面等)やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計、〇〇会社に依頼	
～2日	緊急措置(2) ・必要に応じて緊急措置を実施 安全柵等の設置、重大な機能障害への対応、停電への対応、受変電設備の異常の対応、二次災害等の危険性への対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能及び逆流防止機能の確保、等	添付資料 各処理班の点検表
～2日	本庁(下水道対策本部)との連絡調整(3) (被害状況の報告、支援要請) ・緊急点検、調査等により被災状況を本庁(下水道対策本部)へ報告 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断(必要な場合は、「支援要請及び受援体制の整備」と同様) ・し尿処理の受入れの可否を調整	

2.10 勤務時間外に水害が発生した場合（各地域県民局地域整備部）

時間	(標準的な)行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡 ただし、大雨により出勤することが危険な場合は、十分な安全が確保され次第出勤する。 （注）発災直後は、処理場災害対策室へ安否確認担当者が参集していないため、連絡方法、時期等を明確にしておく必要があります（メール等での送受信は可能）	震前対策編 2.5.2 安否確認方法
	自動参集 ・気象情報をラジオ等で確認し、下水道対策本部の職員及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・その他職員は、災害対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料を持参するように努める ・自動参集の過程で土砂災害やマンホールからの溢水などの状況を可能な範囲で確認 ・処理場が水害を受けている場合、代替拠点へ移動	
	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立 ・処理場の被害概要の把握に努める （注）下水道対策本部が立ち上がれば、その体制、指示に従います	
	本庁（下水道対策本部）との連絡調整（1） ・処理場の職員等の安否及び処理場の被害概要を報告するとともに、本庁の状況を確認。被害状況が分かり次第、随時報告。施設が浸水している場合は速やかに排水ポンプ車の手配を要請。	

以下、勤務時間内に水害が発生した場合に準じる。

3 地震発生直後の行動（非常配備～本部設置段階）

3.1 共通事項（都市計画課と地域県民局地域整備部に共通）

3.1.1 職員の非常配備

勤務時間外に地震が発生した場合の初期行動の流れは次のとおり。

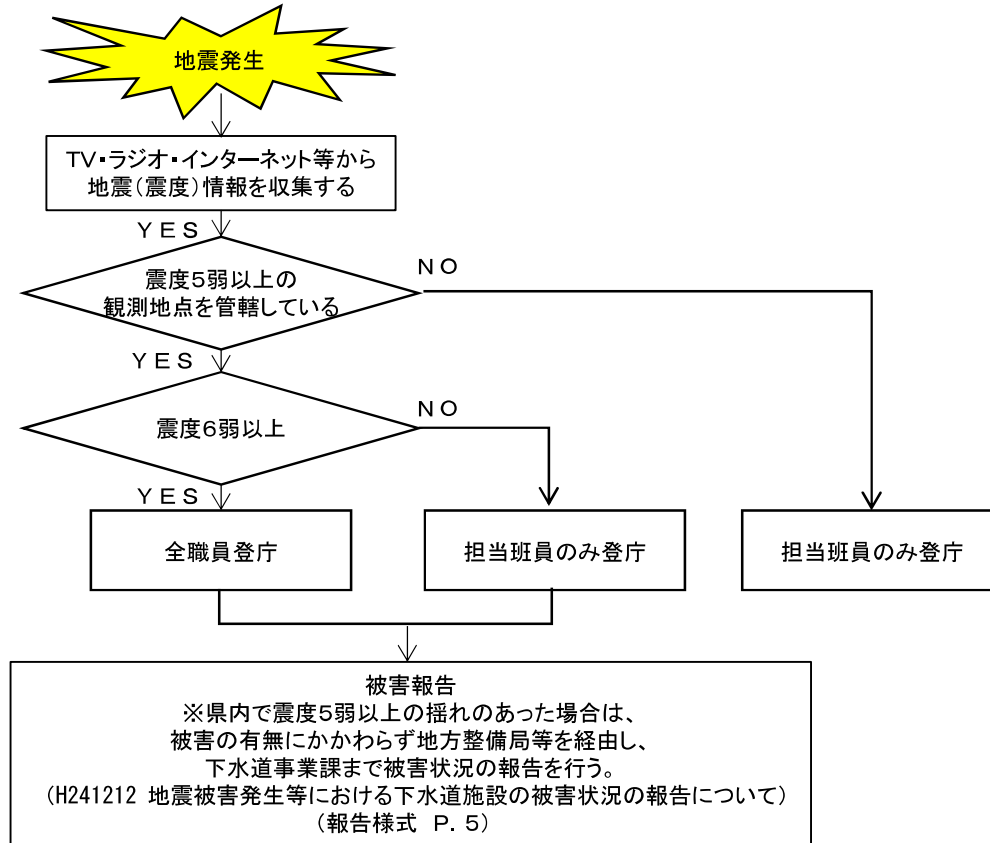


図 3-1 職員の初期行動フロー(地震発生から登庁まで)

気象庁から発表される震度5弱以上の地震情報において、以下に挙げる市町村のうち、いずれが含まれていた場合に登庁が必要と判断する。

表 3-1 各下水道別管内市町村一覧

区分	管内市町村
岩木川流域下水道	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 青森市浪岡処理分区、田舎館村、板柳町
馬淵川流域下水道	八戸市、おいらせ町、六戸町、五戸町
十和田湖特定環境保全 公共下水道	十和田市

3.1.2 下水道対策本部の設置（都市計画課内）

非常配備後、震災後の円滑な復旧・支援活動の推進を図るため、以下に示す条件に該当する場合、下水道対策本部を設置する。

【下水道対策本部設置条件】

- (1) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震等が発生し、被災自治体から支援要請があった場合
- (3) その他、下水道対策本部長「以下、本部長という。」が必要と判断した場合

1. 上記(1)～(3)について。

- ①都市計画課長を本部長として、下水道対策本部は都市計画課下水道グループに設置するものとする。
- ②上記(1)の場合は、下水道対策本部は自動設置となる。また、下水道対策本部の設置時刻は地震発生時刻と同一とする。
- ③(2)の場合は、被災自治体から支援要請があった場合、また(3)の場合は、震後の被害状況等により本部長が必要と判断した場合に下水道対策本部を設置するものとする。

2. 北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議への連絡について

(連絡会議設置の有無に関わらず以下の①～③の業務は必要である。)

- ① 下水道対策本部の設置が想定される場合、予め、ブロック連絡会議幹事及び東北地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び(公社)日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。
- ②下水道対策本部を設置した場合、本部長は災害時緊急連絡網に基づき、ブロック構成員へ設置及び参集について連絡するものとする。
- ③下水道対策本部を設置しない場合でも、被災状況に関する情報をブロック構成員へ連絡するものとする。

3.1.3 下水道対策本部の業務

下水道対策本部設置後の業務として、以下の2種類がある。

1. 県、部で設置した、合同指揮本部又は災害対策本部（災害対策連絡本部）に関する業務

- ①出先機関、市町村からの情報収集
- ②情報をとりまとめの上、整備企画課へ報告。

2. 北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議に関する業務（設置した場合）

(詳細は北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルールによる)

1) 以下に関する業務

- ①下水道対策本部の設置、解散に関すること。
- ②被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- ③関係方面へ被災状況の情報提供に関すること。
- ④大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑤ブロック内被災自治体への支援調整に関すること。
- ⑥その他支援の実施に必要な事項。